(擁壁・広告塔用)

工作物表1 施行規則第3条第1項(単体規定が準用される工作物の確認申請) 表1

	図書の種類	明示すべき事項	チェック欄
	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	
Į.	配置図	縮尺及び方位	
		敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築	
		物及び工作物の別	
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ	
	平面図又は横断面図	縮尺	
		主要部分の材料の種別及び寸法	
	側面図又は縦断面図	縮尺	
	工作物の高さ 主要部分の材料の種別及び寸法 構造詳細図	11 110 1 110	
	構造詳細図	縮尺	
		主要部分の材料の種別及び寸法	
		応力算定及び断面算定(遊戯施設にあっては、工作物のかご、車両その他人	
		を乗せる部分(以下この表及び表2の(3)項において「客席部分」という。)及	
		びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分(以下この表及び表2の(3)項に	
		おいて「主要な支持部分」という。)のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれ	
		のある部分以外の部分に係るもの並びに屋外に設ける工作物の客席部分及	
		び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風	
		圧に対する安全性を確かめたものに限る。)	

工作物表2 施行規則第3条第1項(単体規定が準用される工作物の確認申請) 表2

い	図書の種類	明示すべき事項	チェック欄
3 令第141条の規定が適用される	配置図	広告塔又は高架水槽の各部の位置、構造方法及び寸法	
工作物	平面図又は横断面図	広告塔又は高架水槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸	
(広告塔・高架水槽)		法及び平面形状	
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法	
		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造	
		方法並びに材料の種別	
	側面図又は縦断面図	広告塔又は高架水槽等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法	
		及び立面形状	
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法	
		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造	
	1# \# =¥ on [50]	方法並びに材料の種別及び寸法	
	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構 造方法	
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ	
	基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法	
	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置	
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐	
		力上の安全性を確保するための措置	
		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生の方法	
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	

等第38条第4項者と(13第44]、等 第39条第2項、令第26条、作為40条たに12 第69条、今第76条、今第77条第1 項。今第60条、令第70条第2項、行表上國主規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 第69条、令第70条第49第一位 12 第69条、今第70条次等49署上位 13 第69条、令第70条次9第1項上だし 13 等69条、令第70条次9第1項上だし 13 等69条、令第70条次9第1項上だし 13 等69条、第第70条第2項。等80条の2又は今第139 第2項、令第80条の2又は今第139 条第1項集4号/の規定適合する ことの確認に必要な図書 一名第69条の程度が通用される 正面図又は横断面図 日本の第20条列度が通用される 工作物 「開面図又は横断面図」 「根達20名前の22」は展示する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第73条第2項に規定する相違方法への適合性審査に必要な事項 令第73条第2項に対定する一を担かりを日よい方法 令第73条第2項に対定する一を担かりによる耐力の他下によって建築物全体 か容易に倒壊するおまれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該 当することを確認するために必要な事項 令第73条第2項に対定する一を構造方法への適合性審査に必要な事項 令第73条第2項に対定する目標造方法への適合性審査に必要な事項 令第73条第2項に対定する目標造方法への適合性審査に必要な事項 令第73条第2項に対定する目標造方法への適合性審査に必要な事項 令第73条第2項に対定する目標造方法への適合性審査に必要な事項 令第73条第2項に対定する目標造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第2項に対定する目標造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第2項に対定する目標造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第139条第132 可属立する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第139条第132 可属立方法の活合方法 等第139条第139条第132 可属立方法のはを方法 が上が12 が開始の位置のとする提供と対をのといて対対の種別、寸法及び構造方法 構造前カ上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別、寸法及び直路状 技能の種別 技能の種別 類形の配置、径、継手及び上に科判の種別、寸法及び直路状 構造前カ上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別とびに対すの種別を対しる が表とび構造 方法並びに材料の種別とびに対すの種別を対してに溶接の構造 カ方法 数形の配置、径、継手及び上で対すの種別及びで注 基礎の配面では基礎でいの先端の位置 基礎の配面では基礎でいの先端の位置 基礎の配面では基礎でいの先端の位置 基礎の配面では基礎でいの先端の位置 基礎の配面では基礎でいる先端を対して相類の種別とび寸法 数形の配置、径、継手及び逆の確別とびで法 数形の配置、径、継手及び逆のである部材(接合部を含む)の位置、寸法及び構造 方法 数形の配置、径、継手及び用分の位置 基礎の配面では、200年を記述では、200年を 基礎の配面では、200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200年を 200	1	1	A 65 17 55 T T - A	
・第42条ただ上書、常第47条第1 項、会等66条、今第67条第24。 第669条、今第70条、今第70条第2名。 有840条でたに割に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第40条でたに関に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第40条では、関定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第77条第4号及び第6号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第77条第2項が第6号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 今第20条で項目を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を			令第38条第3項若しくは第4項、令	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
項、今第66条、今第70条第2項、令 第68条、今第70条第2項、令 第68条、今第70条第4号岩しは 第6号、奇第70条第4号岩しは 第6号、奇第77条92年1月上に 書、令第77条9293 今第78条923 第279条第4号岩しは 第6号、新79条第29条11月上に 書、令第79条第29条1199 今第79条9203 第22項、令第380余02又は今第139 条第1項第4号への限定に適合することの確認に必要な図書 左の確認に必要な図書 左の確認に必要な図書 「現第一号への限定に適合することの情趣方法への適合性審査に必要な事項 会第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第70条に規定するを制定を必要な事項 会第73条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第23条第24号を認定を制定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第23条第24号を認定を制定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第23条第24号を認定を制定する構造方法での適合性審査に必要な事項 会第23条第24号を認定を表述を必要を事項 会第23条第24号を認定を表述を認定を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を				令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法
第69条、今第70条、第278条、2			1 = 1	
項上だし書、令第77条第2号書しくは、常第4号書しくは、常第4号書とくは、常第4号書というというというというというというというというというというというというというと				
書、令第79条第2項、今第79条の3 第2項、今第80条の2又は今第139 条第1項第4号(の規定に適合する ことの確認に必要な図書 ・			第69条、令第70条、令第73条第2	令第42条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項
書、令第79条第2項、今第79条の3 第2項、令第20条の2以合第139 条第1項第4号(の規定に適合する ことの確認に必要な図書 - 2			リストレース マスタース リース リース マスティース アンス・スタース タスタース アンス・スタース アンスタース アンス・スタース アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アン	令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
第2項、令第80条の2叉以令第138 条第1項第4号イの規定に適合する ことの確認に必要な図書 一等69条の構造計算の結果及びその算出方法 会第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第67条第2項でも構造方法への適合性審査に必要な事項 会第67条第2項でも構造方法への適合性審査に必要な事項 会第70条に規定する一般性のみ火熱による部力の低下によって建築物全体 が容易に関連するおそれがある場合として国士交通大臣が定める場合に該 当することを確認するために必要な事項 会第77条の2第1項ただし書きの構造計算の結果及びその算出方法 会第77条の2第1項ただし書きの構造計算の結果及びその算出方法 会第77条の2第1項ただし書きの構造計算の結果及びその算出方法 会第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第139条第1項を対し表し、の適合性審査に必要な事項 会第139条第1項を対して自主なが表しての適合性審査に必要な事項 会第139条第1項を対し表して自主なが表しての第日を著言に必要な事項 会第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 会第139条第1項第4号への構造計算の結果及びその算出方法 無理の各部の位置、寸法及び構造方法 構造副力と主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造副力と主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造副力と主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造副力と主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造副力と主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造副力と主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造副力と主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造部力と主要な部分である経合部並びに維手及び仕口並びに溶接の構造方法と近に対対の種別及び寸法 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 表読的及び執着に対するコングリートのかぶり厚さ 基礎の配置、様と方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 支持地盤の種別及び位置 基礎の配置、様と方法及で寸法並びに材料の種別及び寸法 支持地盤の種別及び位置 基礎の配置、有法方法及で寸法並びに材料の種別及び寸法 支持地盤の種別及び位置 基礎の配置、対法の法の性置 基礎の配置、有法方法及び寸法並近に材料の種別及び寸法 支持地盤の種別及び位置 基礎の配置、有法方法及で対域の表述を対域の理別及びで対法 表述の配置、表述の表述を対域の理別及びで対法 表述の正式を対域の理別及びも表述を対域の理別及びも表述を対域の理別及びも表述を対域の理別及びも表述を対域の理別及びも表述を対域の理別及びも表述を対域の理別及びも表述を表述を対域の理別及びも表述を表述を表述と表述を表述を表述を表述を表述を表述と表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表			3,0,1,1,3,7,7,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
(今第67条第9項に担守する提供方法への海合州家本に必要が東西
全第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			条第1項第4号イの規定に適合する	
令70条に規定する一の柱のみ火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項令第77条第4号及び第6号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項令第77条の2第1項に打正書きの構造方法への適合性審査に必要な事項令第77条の2第1項に打正書きの構造方質の結果及びその第出方法令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項令第130条第1項第4号4の構造計算の結果及びその第出方法 報壁の各部の位置 大法及び構造方法 可面図 がけ及び嫌壁の位置及び構造方法 では大きなが構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力主要な部分である移力(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力主要な部分である移材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 鉄筋の配置、径、維手及び定着の方法 鉄筋の配置、径、維手及び定着の方法 鉄筋の配置、径、維手及び定着の方法 鉄筋の配置、径、維手及び定者がよびに材料の種別及び寸法 基礎の配配に構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 基礎の配配に構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 基礎の配配に構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 基礎の配配に相する可量の数値及びその第出根拠				
が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項令第73条第4号及び第6号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項令第73条第4号及び第6号に規定する基準への適合性審査に必要な事項令第73条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項令第139条第1項第4号での構造方法への適合性審査に必要な事項令第139条第1項第4号での構造方法への適合性審査に必要な事項令第139条第1項第4号での構造方法 工作物の(排壁) 配置図 押面図又は横断面図 がけ及び排壁の位置及び構造方法 環治耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である移材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である移材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である接合部がびに継手及び仕口並びに溶接の構造方法 数筋の配置、径、継手及び定着の方法 数筋の配置、径、継手及び定者の方法 数筋の配置、径、継手及び定者の方法 数筋の配置、径、継手及び定者の方法 数筋の配置、径、継手及び定者の方法 数筋の配置、径、維手及び定者の方法 数筋の配置、径、維手及び行法並びに材料の種別及び亡置 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 支持地盤の種別及び位置 基礎の配置に対するつエンフリートのかぶり厚さ 基礎の配置に対するつエンフリートのかぶり厚さ 基礎の配置に存するの変積の表述でに材料の種別及び寸法 基礎の配置に対するコンフリートのかなり厚さ				
当することを確認するために必要な事項				
会第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第77条第4号及び第6号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第77条第4号及び第6号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条の2第1項ただし書きの構造計算の結果及びその第出方法 令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第19条第1項第4号への構造計算の結果及びその算出方法 種壁の各部の位置、寸法及び構造方法 工作物 (挑壁) 配置図 本歴図 本歴の各部の位置、寸法及び構造方法 がけ及び練壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別 ・対法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別及び寸法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別及び寸法 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造 方法 要務の配置、後、継手及び定着の方法 要務の配置、後、継手及び定着の方法 要務の配置、後、継手及び定着の方法 要務の配置、後、継手及び定着の方法 要務の配置、標造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 支持地盤の種別及び寸法 支持地盤の種別及び位置 基礎の配置、構造方法及び付強型の性位置 基礎の配置、構造方法及び付造型の性の類別及で寸法 を持定を指しているが表もあると言いといるが表しているがありますではないるがありますではないるがありますではないるがありますではないますではないるがありますではないるがありますではないるがありますではないるではないるではないるではないるではないるではないるではないるではないる				
会第77条第4号及び第6号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第77条の2第1項ただし書きの構造計算の結果及びその算出方法 令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 配置図 平面図又は横断面図 「一般をおいて、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は				
令第77条の2第1項ただし書きの構造計算の結果及びその算出方法 令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条の2第1項第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条の2第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 和第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 基礎の各部の位置、寸法及び構造方法 工作物 (擁壁) 「神童図」 「神童図」 「神童図」 「神童図」 「神童図」 「神童のを部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 「神童の者部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び構造方法 「神童の者部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び補造方法 「神童の者部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び構造方法 「神童の者部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び構造方法 「神童の者部の高さ及び構造方法をがいるる部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法 「神童の者部の高さ及び構造方法をがに利料の種別及び寸法 「持述がに材料の種別及び寸法 「持述がに材料の種別及び寸法 「持述がに材料の種別及び寸法 「持述がに材料の種別及び寸法 「持述がに材料の種別及び寸法 「持述がに材料の種別及び寸法 「持述がに材料の種別及び寸法 「表述がに材料の種別及び寸法 「表述がに材料の種別及び寸法 「表述の配置、後、継手及び定着の方法 「教務の配置、後、継手及び定着の方法 「教務の配置、後、継手及びである接合部並びに移手及び仕口並びに溶接の構造方法 「本述の配置、表述がに材料の種別及び寸法 「表述の配置、表述の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 「表述の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 「表述の配置、構造方法及び寸法立がに材料の種別をび寸法 「表述の配置、構造方法及び寸法立がに材料の種別をびす法 「表述の配置、表述の正述の配置、表述の正述の、表述の正述の、表述の正述の、表述の正述の正述の、表述の正述の正述の正述の正述の正述の正述の正述の正述の正述の正述の正述の正述の正述				
令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第142条の規定が適用される 工作物 (擁壁) 配置図 平面図又は横断面図 ・				The second secon
中等第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法 4 令第142条の規定が適用される 工作物 (擁壁) 平面図又は横断面図 中面図又は横断面図 「接壁の各部の位置、寸法及び構造方法 「施壁のと間及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び構造方法 精造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別 「放送又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別、寸法及び直面形状 「接叉は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び直面形状 「接叉は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別及び寸法 構造計細図 「構造計細図 「構造計細図 「構造計細図 「表述がに材料の種別及です法 「表述がに材料の種別及です法 「表述がに材料の種別及です法 「表述がに材料の種別及です法 「表述がに材料の種別及です法 「表述がに材料の種別及です法 「表述がに対するコンクリートのかぶり厚さ 「表述の配置、「表述がに対するコンクリートのかぶり厚さ 「表述が、表述が、表述が、表述が、表述が、表述が、表述が、表述が、表述が、表述が、				
日本の 142条の規定が適用される 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
工作物 (擁壁) ボけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別 側面図又は縦断面図 ・				
 (擁壁) 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別 側面図又は縦断面図 擁壁の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ 基礎の配置、構造方法及び付出がいては料の種別及び寸法 敷地断面図及び基礎・地盤説明書 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠 	4			
構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別 側面図又は縦断面図 糠壁の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び直形状 近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別及び寸法 構造計力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法 数筋の配置、径、継手及び定着の方法 数筋の配置、径、継手及び定着の方法 数筋の配置、径、継手及び定着の方法 数筋の配置、径、継手及び定着の方法 数筋の配置、様造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 基礎の配置、構造方法及で寸法がに材料の種別及び寸法 基礎の配置、構造方法及で寸法がに対料の種別及で寸法		1 1 1 1 1 1	平面凶又は横断面凶	
方法並びに材料の種別 側面図又は縦断面図		(雅堂)		
側面図又は縦断面図				
近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別及び寸法 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 敷地断面図及び基礎・地盤説明書 支持地盤の種別及び位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置				
構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造 方法並びに材料の種別及び寸法 構造詳細図 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構 造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ 基礎(大図 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 敷地断面図及び基礎・地盤説明書 支持地盤の種別及び位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠			側面凶又は縦断面凶	
方法並びに材料の種別及び寸法 構造詳細図 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 敷地断面図及び基礎・地盤説明書 支持地盤の種別及び位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠				
構造詳細図 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ 基礎伏図 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 敷地断面図及び基礎・地盤説明書 支持地盤の種別及び位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠				
造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ 基礎伏図 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 敷地断面図及び基礎・地盤説明書 支持地盤の種別及び位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠			推、牛手、牛口四	方法业のに付料の種別及の寸法
鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ 基礎伏図 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 敷地断面図及び基礎・地盤説明書 支持地盤の種別及び位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠			伸足計 神凶	
鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ 基礎伏図 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 敷地断面図及び基礎・地盤説明書 支持地盤の種別及び位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠				
基礎伏図 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 敷地断面図及び基礎・地盤説明書 支持地盤の種別及び位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠				
敷地断面図及び基礎・地盤説明書 支持地盤の種別及び位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠			++ ++ / b ==	
基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠				
基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠				
使用構造材料一覧表 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別				
			24	
施工方法等計画書 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐			施工方法等計画書	
カ上の安全性を確保するための措置				
コンクリートの強度試験方法、調合及び養生の方法				
コンクリートの型枠の取外し時期及び方法			A tree of tree = Table // Laber = Table	
令第38条第3項若しくは第4項、令 令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
第39条第2項、令第79条第2項、令 令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法				
第80条の2又は令第142条第1項 令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
第5号の規定に適合することの確認 令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
に必要な図書 令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			- 必安は凶音	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
令第142条第1項第5号の構造計算の結果及びその算出方法				令第142条第1項第5号の構造計算の結果及びその算出方法